

社協だより



長泉町手をつなぐ育成会は、知的障がい者とその家族の団体です。私たちは、「誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現」に向け活動しています。それには、地域の皆様のご理解とご協力が必要です。社会福祉協議会や民生委員、地域のボランティア等のご協力には感謝しています。今回は、駿東郡手をつなぐ育成会交流会事業に参加しました。



長泉町手をつなぐ育成会
会長 奥村亮子さん

赤い羽根共同募金 運動がはじまります



共同募金運動とは・・・ 共同募金運動の期間は10月1日から翌年3月31日までの6ヵ月間で、全国一斉に行われます。共同募金運動は、都道府県を単位にして行われており、子どもたち、高齢者、障がい者などを支援するさまざまな福祉活動や、災害時支援に役立てられます。社会福祉協議会では赤い羽根共同募金としてお寄せいただいたご寄付は、『生活困窮者等食糧支援パッケージ』『福祉教育実践校助成事業』『黄色い帽子贈呈事業』などに活用しています。赤い羽根共同募金にご協力よろしくお願いします。

街頭募金 実施日時・場所

- ①10/2(月) 13:45～
マックスバリュ長泉中土狩店
- ②10/6(金) 15:00～
マックスバリュ長泉下土狩店
- ③10/16(月) 15:00～
ウェルディ長泉店

NEWS >> 01

令和5年度

- ①歳末たすけあい見舞金
- ②地域のつながりを深める活動を行う団体に対する助成金のご案内

①赤い羽根共同募金の一環として皆様から寄せられる「歳末たすけあい募金」から、支援を必要とする世帯に助成する制度です。
次の項目に該当する世帯を対象として、歳末たすけあい見舞金の申請を受け付けます。

- (1) 令和5年9月1日現在長泉町内に居住していること
- (2) 世帯全員の住民税が非課税であること

※二世帯以上の同居は同一世帯として扱います。
※生活保護受給世帯は対象外となります。



②地域のつながりを深める活動を行う団体に助成する制度です。
次の項目に該当する団体を対象として助成金の申請を受け付けます。

- (1) 年末・年始の時期に地域のつながりを深める福祉活動を行う団体
高齢者サロン、子育てサロン、クリスマス会、歳末見舞品の配布を通じた見守り活動など
- (2) 長泉町内を活動範囲とし、構成員がおおむね5人以上である団体
(ただし、その他一定の条件があります)

①②の申請用紙は長泉町社会福祉協議会の窓口でお渡しします。
また、長泉町社会福祉協議会ホームページからもダウンロードができます。
申請書類は下記のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 長泉町社会福祉協議会窓口へ直接持参
(長泉町福祉会館)

[受付時間] 平日 8:15～17:15

- (2) 郵送

[宛先] 〒411-0943 長泉町下土狩967-2

[提出期限] 11/13(月) 正午。

郵送の場合も11/13(月) 必着。

NEWS >> 02

2023年夏季フードドライブにご協力いただきありがとうございました

8/1(火)から8/31(木)までの間に福祉会館に寄せられた食品は、15キロになりました。
9/4(月)に実施主体「フードバンクふじのくに」に送りました。ご協力ありがとうございました。



NEWS >> 03

いずみの郷食堂(3階)のご案内

[営業日時] 月～土曜日 11:00～13:00 ※オーダーストップ12:30
[メニュー] 日替わり定食550円、コーヒー200円 ※数量限定
お仲間でご利用の際は事前予約も承ります。
献立は、長泉町社協のホームページまたは館内掲示献立表にてご確認ください。来館の際は、ぜひお立ち寄りください。

NEWS >> 04

災害ボランティアコーディネーター養成講座

[日時] 12/16(土) 9:00～16:30 [参加費] 無料
[場所] いずみの郷 3階集会所 [定員] 40人
[対象] 町内在住、在勤の方で災害対策、支援に興味がある方
[内容] 「防災」「被災すること」「被災後の生活」などについて
[その他] 修了者には「ふじのくに災害ボランティアコーディネーター」の知事認証が授与されます。
[申込先] 右記二次元コードから申し込む。



NEWS >> 05

福祉会館高齢者交流会 パークゴルフを楽しもう!

長泉町パークゴルフ場でパークゴルフを楽しみませんか?
[日時] 10/26(木) 雨天中止
9:00～14:00 (バス送迎、パークゴルフ、交流会)
[対象] 町内在住の65歳以上で軽い運動ができる方
(免許返納など、交通手段のない方を優先します)
[参加費] 一人1,000円 ※実費(プレイ代、レンタル代、昼食代)
[定員] 12人 ※応募多数のときは抽選
[申込期限] 10/19(木)
[申込先] 長泉町社会福祉協議会へ電話で申し込む。
TEL.055-988-3920

NEWS >> 06

やさしい心ありがとう

[物品寄付(清拭布、使用済切手、野菜他)]
丸勇建設株式会社、シニアクラブ竹原、加賀美津子、土山夕起子、石渡のり子、寺内伊三夫、太田昌子、奥田久美子、中村古津枝、木村紀子、喜久知麻子、篠原いつみ、その他匿名8人(敬称略)

[寄付金・寄贈品]

有限会社松村商店、長泉町指定給水工事店協同組合、工藤進、その他匿名1人(敬称略)

ご厚志に深く感謝申し上げます。(6/16～9/12)

NEWS >> 07

お詫びして訂正いたします

社協だより7月号No.280の中間の記載に誤りがありました。
災害ボランティアネットワーク長泉 平井 寛さん→平井 實さん

社会福祉協議会では次の相談に応じていますのでご利用ください。(月～金曜日、祝日は除く)

ボランティア相談／地域福祉について 8:15～17:00 TEL.055-988-3920(代表)
生活福祉資金貸付制度／住居確保給付金 8:15～17:00 TEL.055-988-3920(代表)
生活困窮相談(自立相談支援事業・家計相談支援事業)／福祉総合相談 8:15～17:00 TEL.055-987-7680

社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会 長泉町下土狩967-2 福祉会館内
TEL.055-988-3920 FAX.055-986-3794
http://www.nagaizumi-shakyo.jp ✉ bureau@nagaizumi-shakyo.jp



HP



Facebook



Instagram



LINE

社会福祉士と
司法書士による

高齢者・障がい者のための 相談会・公開講座

誰もが安心して暮らせる社会をめざして

入場無料

事前予約制

〔日時〕10/29(日) 13:00(受付開始)～16:30 〔会場〕長泉町福祉会館(駿東郡長泉町下土狩967-2)

公開講座 〔場所〕2階 研修室
〔時間〕13:30～15:10(受付 13:00～)

第1講 | 長泉町の成年後見制度への取組と現状

長泉町における成年後見制度に関する支援体制についてわかりやすく説明します。

〔時間〕13:30～13:50(20分)
〔講師〕長泉町社会福祉協議会 職員

第2講 | 知っておきたい成年後見制度

実際に成年後見人として活動している社会福祉士が、具体的な事例とともに成年後見制度の基本を紹介します。

〔時間〕14:00～14:30(30分)
〔講師〕ばあとなあ静岡所属の社会福祉士

第3講 | 相続・遺言・成年後見制度について

相続・遺言・成年後見制度に関する「知っておきたい基礎知識」を司法書士が事例を交えて解説します。

〔時間〕14:40～15:10(30分)
〔講師〕リーガルサポート会員の司法書士

第4講 | 任意後見制度

〔時間〕15:15～15:25(10分) 〔講師〕公証人役場の公証人

相談会 〔場所〕3階 相談室
〔時間〕13:30～16:30(受付 13:00～)

社会福祉士(ばあとなあ所属)、司法書士(リーガルサポート会員)が、高齢者・障がい者にかかわる相談に**無料**でお答えします!



ばあとなあ静岡

所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士で構成されており、静岡県社会福祉士会が運営している団体

リーガルサポート

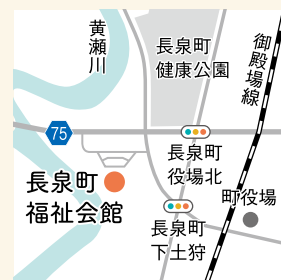
司法書士を正会員とする高齢者・障がい者のための権利擁護支援を目的とした公益社団法人

当日参加も可能ですが、相談会は相談枠に空きがある場合に限り受け付けします。
相談会・公開講座ともに事前申し込みが必要となります。事前に予約番号宛てにお電話ください。

予約・お問い合わせ

TEL.055-988-3920 (長泉町社会福祉協議会)

〔主催〕社会福祉法人長泉町社会福祉協議会 〔共催〕2市2町(沼津市・裾野市・清水町・長泉町)成年後見推進委員会／静岡県司法書士会 一般社団法人静岡県社会福祉士会／公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部



令和4年度 長泉町社会福祉協議会決算報告

長泉町地域福祉活動計画を基本とした事業計画に基づき「いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ」の実現に向けて、行政、民生委員・児童委員協議会、福祉施設、福祉団体並びに関係機関との連携を図りながら町民の皆さんと協働して社会福祉事業を推進しました。

令和4年度の主な取組み

- ・本会の支援基盤および財政的基盤を強化一会員の拡充と基本財源の確保
- ・各種事業の再開一地域で実施される福祉活動、子どもの居場所づくり立上げ支援、災害ボランティアセンター啓発、福祉健康まつりなど
- ・多様化する生活状況に対する支援の充実 ・住民同士の連携による地域福祉の推進

収入総額から支出総額を除いた76,878,951円が当年度繰越金となります。詳細は下記二次元コードをご覧ください。

事業報告 決算報告



成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていく。それが成年後見制度です。

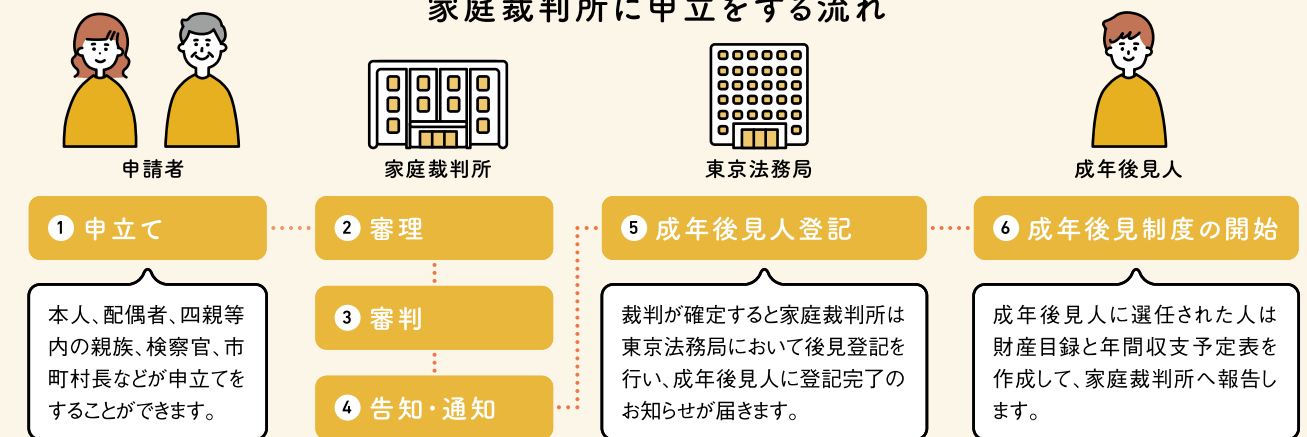
＼もっと身近に！／

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいのある方が、地域で安心して暮らす権利を守る仕組みとして、「成年後見制度」があります。



家庭裁判所に申立をする流れ



＼あなたの近くにいませんか？／

CASE.1

ひとり暮らしのAさん。最近、お金の管理ができなくなってきて悪徳商法などの消費者被害に遭ったり、介護サービスの利用の相談もできなくなってきている。

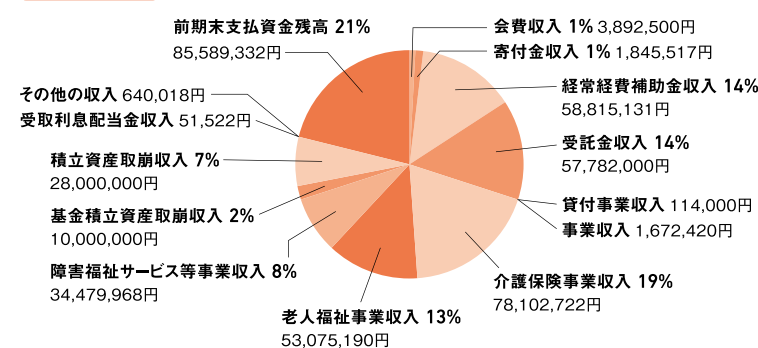
CASE.2

ひとり暮らしのBさん。以前からお世話になっている知人が好意でお金の管理をしてくれていたが、本人の認知症が進み知人とのトラブルが増えてきた。知人は今後の金銭管理に不安を覚え、誰かに頼みたいと思っている。

CASE.3

知的障がいのある息子さんと二人暮らしだったCさん。自分に何かあった時、息子はどうか不安になっている。誰か支援してくれる人はいないだろうか？

収入グラフ 合計 414,060,320円



支出グラフ 合計 337,181,369円

